

ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について

自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党は、以下について合意する。

1. 物価高への対応として、ガソリン及び軽油の価格を引き下げるため、ガソリンに対する補助金を 25.1 円/ℓまで、軽油に対する補助金を 17.1 円/ℓまで、令和 7 年 11 月 13 日から 2 週間ごとに 5 円ずつ引き上げる。これにより、ガソリンは 12 月 11 日に、軽油は 11 月 27 日に補助金の金額をいわゆる暫定税率（当分の間税率）の廃止と同水準とする。

（参考）補助金引上げスケジュール

	11 月 13 日	11 月 27 日	12 月 11 日
ガソリン	10 円⇒15 円	15 円⇒20 円	20 円⇒25.1 円
軽油	10 円⇒15 円	15 円⇒17.1 円	

2. そのうえで、1. のガソリンに対する補助金に代えて、揮発油税・地方揮発油税の暫定税率を令和 7 年 12 月 31 日に廃止する。その際、沖縄県については、これまでの経緯や地域の実情を踏まえ、本則税率の軽減措置を講ずる。

また、油槽所在庫について、暫定税率廃止に伴い、急激な価格変動による流通の混乱を避けるため、事業者が税務申告を行う際に本則税率との差額相当分を控除（還付）する仕組みを措置する。

以上を踏まえ、令和 7 年 8 月の野党提出法案に必要な修正を加え、臨時国会で成立させる。

3. 軽油引取税の暫定税率については、財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、1. の軽油に対する補助金に代えて、地方団体の財政年度が開始するタイミングである令和 8 年 4 月 1 日に廃止する。

4. ガソリン・軽油の暫定税率廃止のための安定財源確保については、以下の方針に基づいて検討し、結論を得る。

① 徹底した歳出改革等の努力による財源捻出を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係租税特別措置の見直し、極めて高い所得の負担の見直し等の税制措置を検討し、令和7年末までに結論を得る。

② 道路関連インフラ保全の重要性、物価動向等やCO₂削減目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、今後1年程度を目途に結論を得る。

③ 地方の安定財源については、①・②の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得る。安定財源確保が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応する。

※ 安定財源確保が完成するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税外収入等の一時財源を確保して対応する。

※ ①～③について、野党提出法案に必要な修正を加え、附則に盛り込む。

5. 上記合意の実現に必要な野党提出法案修正案、予算案及び税制改正法案等について、引き続き、各党は協力し、誠意をもって取り組む。

令和7年11月5日

自由民主党 税制調査会長

小野寺五典

立憲民主党 税制調査会長

重徳和彦

日本維新の会 税制調査会長

梅村 聡

国民民主党 政務調査会長

浜口 誠

公明党 税制調査会長

赤羽 一嘉

日本共産党 衆議院国会対策副委員長

辰巳孝太郎